

公 告

分任契約担当官代理
陸上自衛隊飯塚駐屯地
第366会計隊飯塚派遣隊契約班長 吉田 勇人

下記のとおり、一般競争入札実施します。

記

1 競争入札に付する事項

件名	規格	単位	数量	備考
(使用済) 油圧ショベル	使用履歴等のとおり (日立建機)	台	1	
(使用済) 中型ドーザ	使用履歴等のとおり (小松)	台	1	
(使用済) 大型ドーザ	使用履歴等のとおり (小松)	台	1	
引渡場所	陸上自衛隊飯塚駐屯地			
引取(引渡)期限	代金納付の日から5日以内 (令和7年11月28日(金)までに搬出)			
代金納付期限	令和7年11月28日(金)			

2 入札参加資格

- 令和7・8・9年度競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の買受け」格付「C」以上の競争参加資格を有する者。ただし、契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りではない。
- 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している業者でないこと。
- 入札参加を希望する者は、令和7年7月17日(木)15時00分までに電話連絡すること。
- 入札関係委任を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- 入札に参加する者は、資格審査結果通知書(写)を令和7年7月17日(木)15時00分までに提出すること。

3 入札執行の場所及び日時

- 場 所 : 陸上自衛隊第366会計隊飯塚駐屯地派遣隊入札室
- 日 時 : 令和7年7月18日(金) 10時30分

4 現場確認

品質等の確認及び現場確認等を希望する場合は、「13 問い合わせ先」に連絡されたい(土日祝日を除く)。

5 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊飯塚駐屯地 第366会計隊飯塚派遣隊、陸上自衛隊西部方面隊ホームページ
(<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>) に掲示

6 落札決定方法

総額（消費税抜き）

総額が予定価格以上の最高価格をもって入札した者を落札者とする。ただし同価の場合は、抽選により決定

7 入札保証金

免除。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

8 契約保証金

免除。ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

9 入札の無効

- (1) 電信電話及びFAXによる入札は認めない。
- (2) 入札参加資格のない者、又は参加制限されている者が行った入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- (5) その他入札に関する条項に違反した入札

10 契約書の作成

- (1) 落札決定後、契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項
 - ア 「不用物品売払契約条項」
 - イ 「中古品の売払いに関する特約条項」
 - ウ 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - エ 「暴力団排除に関する特約条項」

11 公告の掲示場所

陸上自衛隊飯塚駐屯地第366会計隊飯塚派遣隊・西部方面会計隊公式ホームページ

<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>

12 その他

- (1) 郵便による入札の場合は、書留等配達証明の残る形式で令和7年7月17日（木）15時までに必着すること。
なお、送付後第366会計隊飯塚派遣隊契約班へ電話連絡すること。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度入札なった場合は別途連絡する。
- (2) 契約条項・入札等心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨を入札書に付記するものとする。
- (3) 当該売払車両及びその物品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。
- (4) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (5) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (6) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (7) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (8) 搬出の際、官側の支援は一切ないものとし、落札者の責任の下に作業を完了させること。

13 問い合わせ先

入札に関する事項

〒820-0064 福岡県飯塚市津島282

陸上自衛隊飯塚駐屯地 第366会計隊飯塚派遣隊 契約班 担当：松尾

TEL 0948-22-7651（内線386）・FAX 0948-22-7053

物品に関する事項

〒820-0064 福岡県飯塚市津島282

陸上自衛隊飯塚駐屯地第2施設群本部 担当：平野

TEL 0948-22-7651（内線442）